

常勤理事の報酬等に関する規程

公益社団法人発明協会

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人発明協会（以下、「本会」という。）定款第25条の規程に基づき、常勤理事の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、常勤理事とは、社員総会で選任された理事のうち、本会を主たる勤務先とする理事をいう。

(報酬の支給)

第3条 本会は、常勤理事の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 年額報酬の支給については、年額を12で除したものを月額支給する。

(年額報酬の決定)

第4条 常勤理事の年額報酬は、総会において定める別表1の総額及び別表2の役職別上限額の範囲内において、勤務実績等を勘案して会長が定める。

(報酬の支払方法)

第5条 常勤理事への報酬等の支払い方法については、職員給与規程を準用する。

(日割計算)

第6条 月の途中で常勤理事に就任した場合、又は月の途中で常勤理事を退任した場合、あるいは死亡した場合は、報酬は日割り計算で支給するものとする。

(退職手当金)

第7条 常勤理事が退任するときは、第4条の年額報酬とは別に、総会において別に定める「常勤理事の退職手当金に関する規程」に基づき退職手当金を支給する。

(通勤手当)

第8条 常勤理事には、その通勤の実態に応じ、職員の通勤手当支給規則に準じて通勤費を支給することができる。

(公表)

第9条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関す

る法律第20条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補 則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定めることができる。

附則

この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に定める公益認定を受けた日から施行する。

【別表1】

定款第25条に定める常勤理事に支給する年額報酬の総額は1,950万円以内とする。

【別表2】

役 職	年額報酬上限額
副 会 長	1,950 万円